

印旛沼方式： 印旛沼流域水循環健全化のための行動原則5カ条

1. 水循環の視点、流域の視点で総合的に解決します
2. 印旛沼流域の地域特性に根差して解決策を探ります
3. みためし行動で進めます
4. 住民と行政が一体となって進めます
5. 行政間の緊密な連携を確保します

各条項に照らしたこれまでの成果と
今後の課題の点検

2

<1. 水循環の視点、流域の視点で総合的に解決>

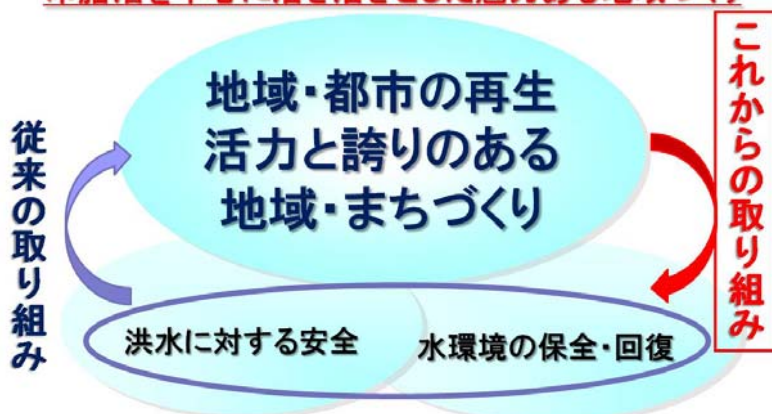
○これまでの成果

- 調査・研究とそれらを基礎とした長期計画と短期行動計画 には、
十分反映している

○今後の課題

- 流域的視点が市町行政部局、ならびに住民にも理解されていない
- 「水循環系健全化」から「それを中心とした地域おこし・まちおこし」を
視野に入れるという方向転換によって、総合すべき関連分野が拡大

印旛沼を中心に生き活きた魅力ある地域づくり



川や沼は、使えば使
うほどきれいになる
～水辺を活用した地域お
こし・まちおこし～

流域市町／住民の関心
の向上

3

＜2. 印旛沼流域の地域特性に根差して解決＞

○これまでの成果

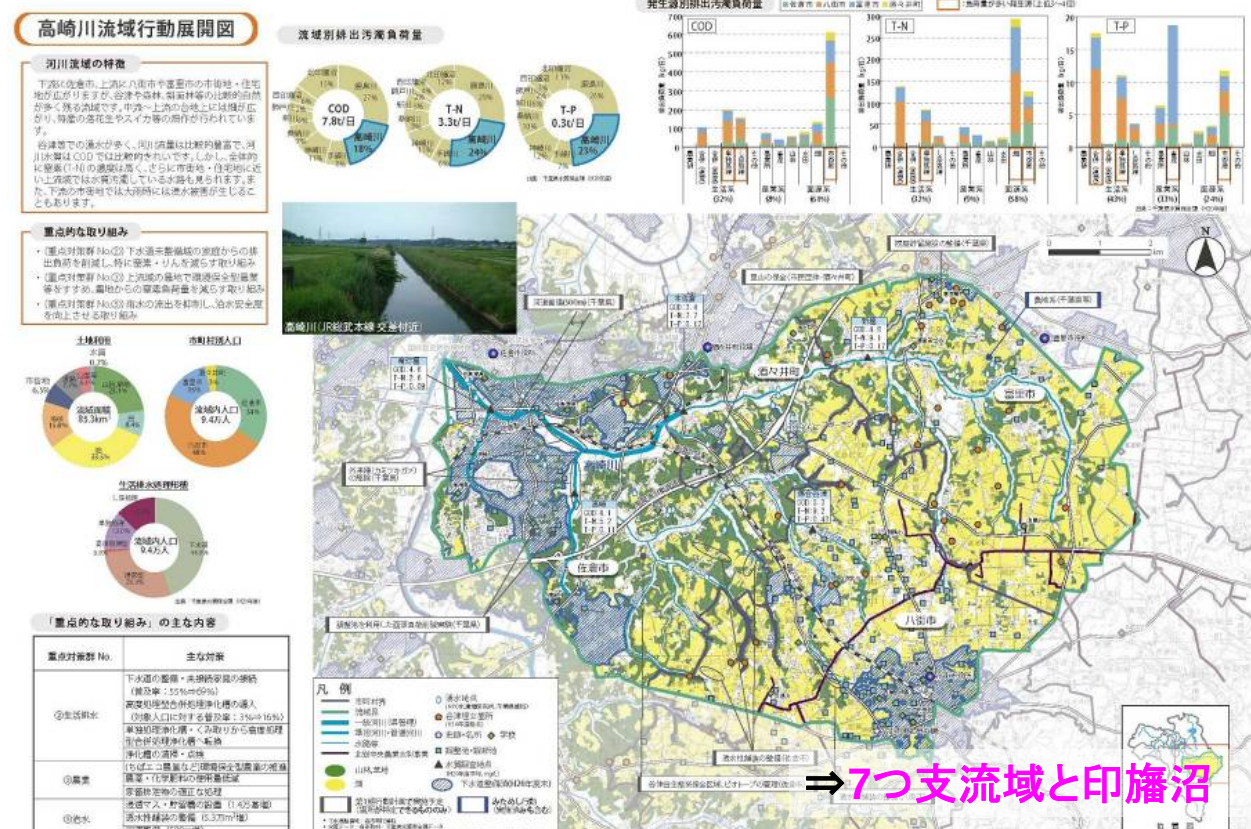
- 水循環の場としての自然ならびに人為的特性は把握、あるいは今後とも把握に努める体制はできている
- 「第一期(2009～2015年)行動計画(案)」には、支流域別の課題と対策案が整理されている

○今後の課題

- 「第一期行動計画(案)」は、支流域市町に周知されているとは言えない。第1期行動計画の市町毎のレビューに際して地域に根差した行動計画であることの浸透を図る。
- 印旛沼水系を中心とした地域おこし・まちおこしの観点から見た地域の特長(セールスポイント)の整理とネットワーク化

4

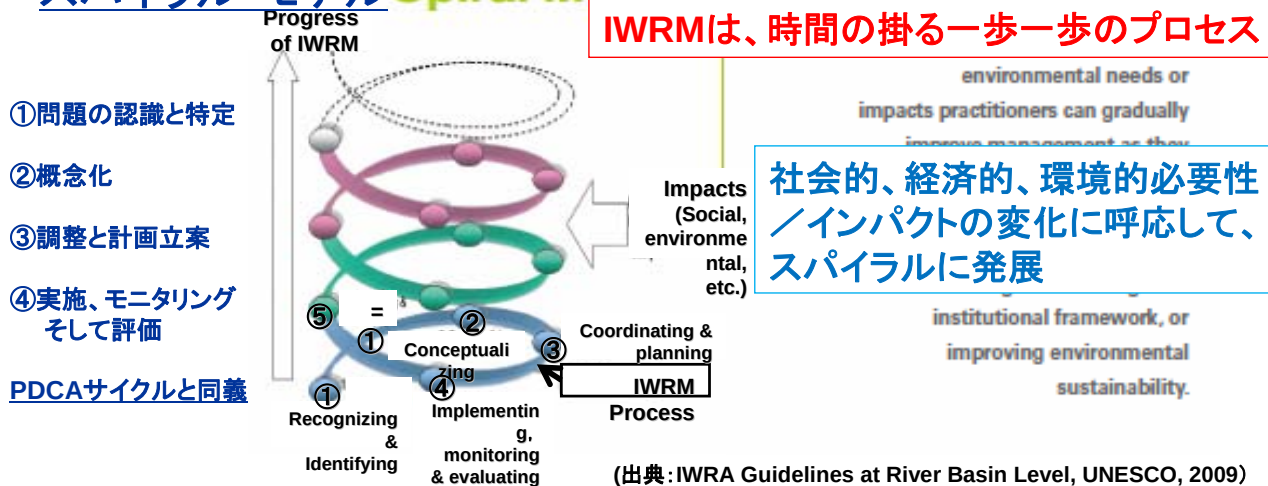
第1期行動計画:支流域毎の課題と取組を整理 ＜高崎川流域行動展開図＞の例



<3. みためし行動で進めます>

流域水循環健全化＝流域総合水マネジメント(IWRM)
UNESCOによるIWRMのプロセス

サイクリックな スパイラル・モデル



このスパイラルに発展するプロセスが、“みためし行動プロセス”
成果を焦るな、周辺状況の熟度を高めながら持続的に推進

6

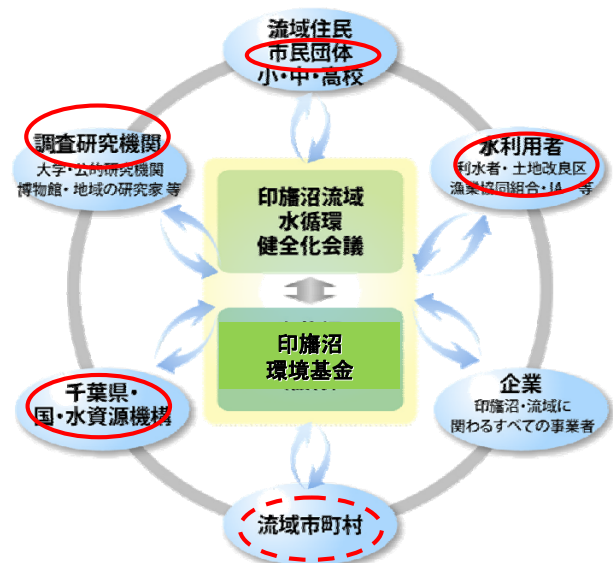
<4. 住民と行政が一体となって進めます> (具体的には、六者連携)

○これまでの成果

- 市民団体、水利用者、調査研究機関、県・国、水資源機構、流域市町の一部の部署とは連携・協働の基盤ができつつある。

○今後の課題

- 流域市町の首長と企画調整部局の「**印旛沼流域共同体意識**」の醸成と市町の役割分担。
- 企業参加の促進
- 市民団体の役割の拡大(“**住民主体、行政参加**”に向けて)



「行動連携推進委員会」

7

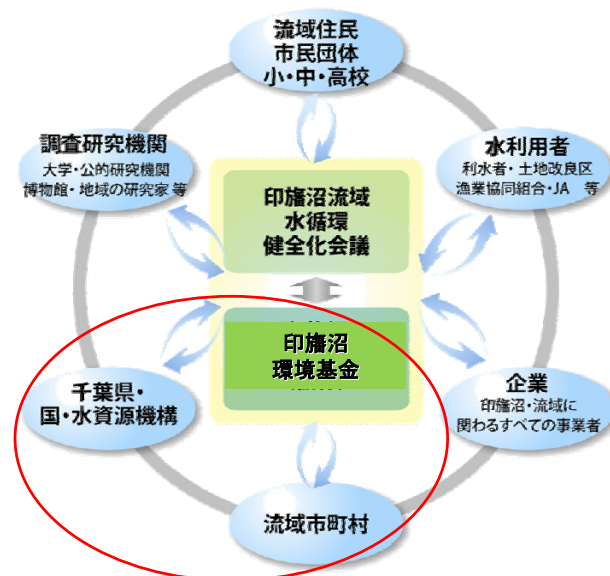
5. 行政間の緊密な連携を確保します

○これまでの成果

- 河川環境課と水質保全課が協働で事務局を運営
- 印旛沼水質保全計画に策定に健全化会議の成果が反映

○今後の課題

- 県と市町の農業分野のより積極的参加を期待
- 市町が当事者意識をもって参画するようことを期待
- 印旛沼環境基金との連携の強化



「行動連携推進委員会」

8

事務局へのお願い

- この水循環健全化プロジェクトは、国内でも世界的にも先端的な流域総合水マネジメントであるという誇りを持て.
- 現状の行政組織上、総合的調整の権限を与えられていない中で、縦割りの狭間を埋めて縦割りの制約を克服しようとしている事務局の努力は大いに評価したい.
- しかし、行政の縦割りは便法で、本来の公務員の役割は、県民・市民や地域の福祉の向上に貢献すること. 行政の縦割りのために本来やるべきことができないと言うのは“本末転倒”.
- 我々が採ってきたアプローチは、「水循環基本法」によって法的にもサポートされる. この先端的な試みを熱意と知恵をもって成功させよう.

9